

次のとおり公募型プロポーザル方式による特定手続きを行なうため、提案の応募希望者を公募する。

2024 年 11 月 15 日

須坂市長 三木 正夫

1 事業名

須坂市賑わい創出拠点やまじゅうの管理運営業務

2 目的

須坂市賑わい創出拠点やまじゅうの管理運営について、住民サービスの向上と効率的な管理運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、須坂市賑わい創出拠点やまじゅう条例（令和4年3月18日条例第2号）第12条の規定により、指定管理者の募集を行うため。

3 指定管理期間

2025 年 7 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 3 年 9 か月（須坂市議会での議決により確定する。）

※施設等の状況により賑わい創出拠点やまじゅうの移転、統合等が実施される場合は、指定管理者と実施の半年前までに別途協議する。

4 応募資格

指定管理に応募できる者は、次に掲げる事項のすべてを満たす者であることとする。

- ① 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（以下「法人等」という）であること。

なお、団体の場合は必ずしも法人格を必要としないが、個人では申請することができない。

- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4又は須坂市財務規則（平成2年規則第6号）第104条第1項の規定に該当しない者であること。

- ③ 須坂市物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱（平成29年告示第147号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされた場合は、更生手続きの開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

- ⑤ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定を取り消された者でないこと。

- ⑥ 市税その他租税の滞納がないこと。

- ⑦ 暴力団又は暴力団員が実質的に支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」と）と関わりがないこと。

- ⑧ 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。（※指定期間の始期の日までに事業所を設置する団体等を含む。）

5 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出すること。

- ① 須坂市賑わい創出拠点やまじゅう指定管理者申請書（様式第11号）
 - ② 須坂市賑わい創出拠点やまじゅうの管理運営に関する事業計画書（様式第12号）
 - ③ 須坂市賑わい創出拠点やまじゅうの管理運営に関する収支予算書（様式第13号）
 - ④ 自主事業予算書（様式第14号）
 - ⑤ 団体概要書（様式第15号）
 - ⑥ 定款、規約その他これらに類する書類
 - ⑦ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、決算書及び市税に係る納税証明書。法人以外の団体にあっては、決算書及び当該団体の代表者の市税に係る納税証明書
 - ⑧ その他市長が別に定める書類
- また、審査のため、追加して関係書類の提出を求めることがある。

6 申請書等の提出

2024年12月6日（金）午後5時15分まで

※郵送の場合は、12月6日（金）消印有効とするが、事前に郵送した旨を連絡すること。

7 その他

詳細は「須坂市賑わい創出拠点やまじゅう指定管理者募集要項」を参照してください。

上記申請書及び募集要項等を必要とされる方は、電子メールにて下記までご連絡ください。

8 問合せ

須坂市 産業振興部 商業観光課 商業・サービス産業振興係

〒382-0077 長野県須坂市大字須坂 1295 番地 1（須坂駅前シルキービル 2 階）

電話：026-248-9005（課専用） 平日：午前8時30分～午後5時

電子メール：syogyokanko@city.suzaka.nagano.jp